

# 練馬区少年サッカー連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、「練馬区少年サッカー連盟」と称する。

(構成)

第2条 本連盟は、本連盟に登録された練馬区内で活動する、日本サッカー協会第4種区分の少年サッカーチームにより構成する。

(目的)

第3条 本連盟は、加盟チーム間の親睦とサッカー技術・競技力の向上を図り、練馬区における少年サッカーの発展を目的とする。

(統括)

第4条 本連盟は、練馬区サッカー協会に統括される。

(事務局)

第5条 本連盟は、委員長が定める所に事務局を置く。

## 第2章 事業

(事業)

第6条 本連盟は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 練馬区における少年サッカー大会の実施。
- 2) 東京都少年サッカー連盟第3ブロック関連の事業。
- 3) 前号に掲げるもののほか、本連盟の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 加盟チーム

(加盟チーム)

第7条 本連盟に加盟するチームは、下記に定める諸要件のほか、細則に定める諸要件を満たさなければならない。

(スポーツ少年団への加盟)

第8条 本連盟に加盟するチームは、練馬区スポーツ少年団本部に加盟登録し、その加盟登録費を納入しなければならない。

(チーム構成)

第9条 本連盟に加盟するチームは、次の構成でなければならない。

- 1) 練馬区内で常時練習しているチームでなければならない。
- 2) チームを構成する選手は、原則として8割以上が練馬区内の小学校に在籍、若しくは住居が練馬区内でなければならない。

(チーム登録)

第10条 本連盟に加盟チームとして登録する場合は、所定の登録申請により届け出なければならない。届けられた登録申請に基づき役員会で審議し、正しく申請されたと認められた場合承認する。登録を抹消する場合も同様とする。

(有効期間)

第11条 前条のチーム登録の有効期間は、当該チームから出された登録申請手続を役員会が承認し、総会で確認された時点から有効となり、当該チームから登録抹消手続が届けられ、役員会で承認され総会で決定されるまでとする。

(運営の協力)

第12条 加盟するチームは、連盟の運営に必要な協力をしなければならない。また、各種決定事項、指導事項等のチーム内への周知徹底に努めなければならない。

## 第4章 選手

(選手登録)

第13条 選手登録は、所定の登録用紙により本連盟に届け出なければならない。届出された登録内容が正しく処理されている場合に限り、事務局に到着した翌日から本連盟の登録選手となる。

- 2 原則として、選手は練馬区少年サッカー連盟内での二重登録は出来ない。

(選手登録の有効期間)

第14条 選手登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。年度の途中で追加登録された選手も、その年度の3月31日までの登録とする。

(選手資格)

第15条 選手は、小学校在学中の者でなければならない。選手の資格及び登録に疑義があるときは役員会が審議し、その措置について決定する。

(選手の移籍)

第16条 原則として、年度内の選手の移籍は認められない。但し、転居等止むを得ない事情に関しては考慮される。その扱いについては、役員会において決定する。

## 第5章 機関

### 第一節 総会

#### (権限)

第17条 本連盟の最高意思決定機関として総会を開催する。下記の事項については、総会の決議により決定しなければならない。

- 1) 本規約及び細則等の改正・廃止等に関すること。
- 2) 年間事業に関すること。
- 3) 予算・決算に関すること。
- 4) 役員を選出・承認に関すること。
- 5) 各専門部・部員を選出に関すること。
- 6) チームの加盟及び脱退に関すること。
- 7) 前号に掲げるもののほか運営上必要な事項。

#### (出席と構成)

第18条 本連盟に加盟登録するチームは、総会に出席しなければならない。総会は、全チームの代表者またはその代理者により構成される。

#### (招集)

第19条 定期の総会は、役員会の決定に基づいて、原則として毎年4月に委員長が招集する。

#### (臨時の招集)

第20条 本連盟の委員長は、次の場合には臨時に総会を招集しなければならない。

- 1) 役員会が必要と認めたとき。
- 2) 加盟チームの2分の1以上が請求したとき。

#### (合意による運営と表決)

第21条 総会は加盟チーム全体の合意により運営する。事例により表決とする場合は1チーム1票とし、議長を除く過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 役員は議長となった者を除き議決権を有しない。

#### (議長)

第22条 総会の議長は、委員長または委員長が任命した者が務める。

### 第二節 役員会

#### (任務と権限)

第23条 本連盟の役員会は、総会で決定された年間事業に関する意思を決定し、これに基づき連盟業務を執行する。

#### (構成)

第24条 役員会は、会計監査を除いた役員で構成する。

(招集と運営)

第25条 役員会は委員長が招集し、議事は委員長が主宰する。

(臨時の招集)

第26条 委員長は、役員のお二分の1以上が請求した時は、遅滞なくこれを召集しなければならない。

(合意による運営と表決)

第27条 役員会の議事は役員全体の合意により運営する。やむを得ず表決とする場合は、議長を除いた役員のお過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

### 第三節 専門部

(専門部の統括)

第28条 本連盟の事業を円滑に行うために専門部を設けることができる。各専門部は役員会が統括し、運営は別に定める細則による。

(部長)

第29条 各専門部には部長を置く。部長は役員会で決定し、委員長が委嘱する。

(特別専門部、特別委員会の設置)

第30条 特定の目的に対処するため、役員会の決議により特別専門部または特別委員会を設置することが出来る。設置以降の具体的な運営は役員会で定める。

## 第6章 役員

(役員)

第31条 本連盟に次の役員を置く。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 必要数
- 3) 役員 必要数
- 4) 会計監査 2名

(任務と権限)

第32条 委員長は本連盟を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。
- 3 役員は相互協力を宗とし、役員会の決定により執行業務を分掌する。
- 4 会計監査は、本連盟事業に関わる会計を監査し、総会に報告する。

(選出)

第33条 役員は、登録するチーム等から役員会において選出し、総会で承認する。具体的な選出方法等については別に定める。

- 2 委員長、副委員長は役員会の互選により選出する。

(任期及び補充)

第34条 役員の任期は、2年間とし再選を妨げない。

- 2 役員は任期が満了した後も、後任者が就任するまではその職務を遂行しなければならない。
- 3 年度途中で役員に欠員が生じる等補充が必要となった場合は、別に定める方法により選出する。その任期は他の役員と同様とする。

(練馬区サッカー協会への参画)

第35条 役員会から、必要数が練馬区サッカー協会の理事として参画する。

## 第7章 会計

(運営費の種類)

第36条 本連盟に加盟するチームは、次に定める運営費を納入する。

- 1) 加盟登録費
- 2) 大会参加費
- 3) 前号に掲げるもののほか運営に必要な費用

(経費の支弁)

第37条 本連盟の運営に関わる経費は、次のもので支弁する。

- 1) 運営費
- 2) その他の収入

(会計年度)

第38条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 補則

(細則等)

第39条 本規約の施行についての必要な細則及び内規は下記の通りであり、別にこれを定める。

- 1) 加盟チーム細則
- 2) 選手登録細則
- 3) 大会競技細則
- 4) 役員資格・選出内規

(規約の施行)

第40条 本規約は、平成17年4月2日より施行する。

(規約外事項等)

第41条 本規約に定めのない事項や事態が発生した場合は、役員会において審議決定する。